

# 申告書控えに税務署の收受印は必要！ 納税者の権利を守るため署名にご協力を！

收受印の押された確定申告書の控えは、自営業者にとって自身の営業や所得の証明に欠かせない重要な書類です。私達は、融資や補助金、職業組国保、保育園の申し込みなど、様々な場面で申告書控えを使っています。税務署に提出した証の收受印が押されていることが、書類に記載された内容の信頼性を他者に対しても担保してきました。



ところが国税庁は来年1月から、全国の税務署で確定申告書を含む提出書類への收受印の押なつを廃止するとしています。「電子申告の利用が拡大しており、納税者の利便性の向上等の観点からの措置」と説明していますが、收受印を無くしても電子申告者の利便性は向上しません。対して書類申告者の利便性は大きく損なわれます。

**一番の問題は、納税者の手元に申告したことを証明するものが残らないことです。** 税務署側が提出を受けた確定申告書を紛失した場合、納税者が無申告者として扱われる恐れがあります。尾北民商でも過

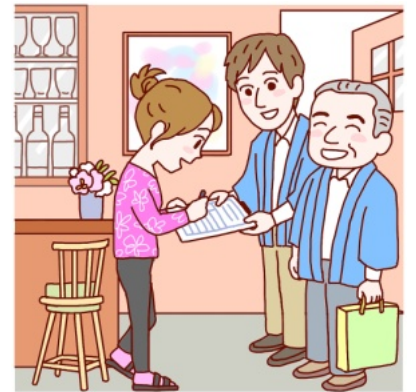
去に、税務署から青色決算書の提出督促の電話を受け、手元の控えの收受印で提出済みであることが確認できた事例がありました。

いざというときに自分を守るためにも、收受印の押された確定申告書控えは、絶対に必要です。

皆さん、業者の権利を守るため、商工新聞折り込みの封筒に入った三つの署名にご協力ください。

左右2面ある收受印の署名は宛先が違い、国税庁・税務署と、衆議院・参議院にそれぞれ提出します。税務行政の民主化を求める請願書と合わせて、3種類すべてに署名してください。知人家族の分もお願ひします。

集めた署名は最寄りの役員・事務局員ないし民商事務所にお届けください。小牧税務署への請願行動は、9月中旬ごろを予定しています。



## 尾北民商 ニュース

2024年  
6月24日号

TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

## 源泉徴収の半期分の納付は7月10日までです

源泉所得税の半期納付の事務をご案内します。

給与台帳、源泉徴収簿や、納付書などをご持参ください。

**今年は定額減税の事務もあります。お早めにご参加ください。**

どうしても日程の合わない人は、事務局にご連絡ください。

月	日	曜	受付時間			会場
			10時～12時	13時～16時	18時～20時	
7	1	月	○	○	○	民商事務所
	2	火	○	○	○	
			△	○	△	犬山事務所

## インボイス制度廃止を目指すシンポジウム



**時間** 7月28日(日)午後1時～4時  
**場所** 栄ガスビル(ガスホール)